

道路運送法の改正による 今後の協議運賃の取り扱いについて

道路運送法に定める協議運賃について

バスや乗合タクシーの運賃は、道路運送法に基づき、主に以下の3種類の方法で決定されてきた。

1 上限運賃

運行距離等に応じた適正な費用と利益を基に決定

※本市では「路線バス」が該当

2 軽微運賃

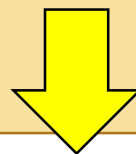
路線不定期や区域運行等の法律上影響が小さい運賃とされるもので、届出により決定

※本市では「モーリーカー」が該当

3 協議運賃

地域の実情に応じた運賃設定のため、地域公共交通会議（本市における守山市地域公共交通活性化協議会）で協議し、決定（改正前）

※本市では「くるっとバス」が該当



法改正により、協議主体が変更

【従来】地域公共交通会議（活性化協議会）で協議

⇒【今後】運賃に係る協議会で別途協議

道路運送法改正の背景と概要

法改正の背景

活性化協議会の委員には、複数の交通事業者や関係者団体が含まれており、そこで協議運賃を決定するという行為が、独占禁止法に抵触するとの判断が国においてされ、適正な構成員で運賃を協議することを目的として、改正された。

改正概要

- ・ 協議運賃を定める場合、市民等への意見聴取が必要となった。
(ホームページでの意見募集等を想定)
- ・ **協議運賃を決定する構成員について、以下のとおり規定された。**

<運賃協議の構成員>

- ①市
- ②バスorタクシー事業者（協議運賃を決める事業者のみ）
- ③市民代表者
- ④滋賀運輸支局

※②について、協議運賃を決める事業者が複数ある場合は、
1 事業者ずつ協議を行う。

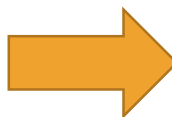
変更のイメージおよび今後の予定

活性化協議会における協議内容

例えば、くるっとバスの路線を新設する場合には、ルート、停留所、ダイヤ、運賃等を決める必要がある。
協議内容の変更イメージは以下のとおり

＜従来＞

- ・ルート
- ・停留所
- ・ダイヤ
- ・運賃



＜今後＞

- ・ルート
- ・停留所
- ・ダイヤ

※運賃については別途協議

今後の予定

取り急ぎの協議事項はないが、令和6年4月を目途に「守山市地域公共交通運賃協議会（仮称）」を立ち上げ、案件があれば随時開催する。

※停留所の増設や移設、工事迂回等、新たに協議運賃を定める必要がないとみなされる場合は協議不要のため、本日の報告事項にある「くるっとバス宅屋線の停留所位置の変更」については協議不要